第明治三十五種郵便物認可
平成29年5月11日　木曜日　官報　（号外第99号）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産・免責・再生関係　一
特殊法人等
料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）・日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四三

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５９号
神奈川県三浦郡葉山町長柄705番地の235　グリーンホームズ富岡Ｂ－２
債務者　齋藤　良治
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６０号
神奈川県三浦郡葉山町長柄705番地の235　グリーンホームズ富岡Ｂ－２
債務者　齋藤　美子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３２５号
堺市北区常磐町３－13－３　604号、住民票上の住所大阪府松原市河合３丁目３番23号
債務者　大嶋　正樹
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
堺市北区常磐町３－13－３　504号、住民票上の住所大阪府松原市河合３丁目３番23号
債務者　大嶋　福三
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
愛媛県松山市久保240番地24
債務者　大野　由紀
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月８日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６号
愛媛県西予市宇和町小野田239番地
債務者　大塚　昭則
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２９３号
大分市坂ノ市南４丁目４番24号
債務者　髙橋　弘二
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７８号
大分市下郡南５丁目12番24―201号（江藤ビル）
債務者　今村亜紀久
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱本　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
佐賀県唐津市肥前町星賀乙971番地７
債務者　渡辺　　和
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　紀男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１４３１号
大阪府豊中市庄内東町３丁目17番７号
債務者　城本　　正
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉倉　邦樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４５９号
広島県呉市朝日町19番７―202号、前住所大阪市中央区法円坂１丁目５番35―1201号
債務者　井手　和寛
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０９号
大阪市都島区大東町２丁目３番13号千成ハイツＢ棟　205号、前住所奈良県生駒市東菜畑２丁目931番地20
債務者　野口　　章
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間野　泰治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部